

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年6月9日(2025.6.9)

【公開番号】特開2025-39671(P2025-39671A)

【公開日】令和7年3月21日(2025.3.21)

【年通号数】公開公報(特許)2025-051

【出願番号】特願2025-1863(P2025-1863)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月30日(2025.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球を発射する遊技球発射装置と、その遊技球発射装置により発射される遊技球が流下する遊技領域を構成する遊技領域構成手段と、前記遊技領域に配設され遊技球の通過を検出する検出手段と、その検出手段で遊技球の通過が検出されたことに基づいて動作制御され得る動作手段と、を備える遊技機において、

前記動作手段は、前記動作制御において第1位置と第2位置とを変位可能に構成され、前記第1位置に位置された場合において遊技球が流下可能な第1構成部と、その第1構成部とは異なる第2構成部と、を備え、少なくとも前記動作制御によって前記第1位置に位置されることで生じ得る所定状態において、前記第1構成部における遊技球の流下態様と前記第2構成部における遊技球の流下態様とを異ならせることが可能に構成され、

前記遊技機は、前記第1構成部を流下した遊技球が前記第2構成部を流下し得るよう構成され、

前記動作手段は、前記第1構成部と前記第2構成部とが同一部材に形成され、前記第1構成部の形成位置と前記第2構成部の形成位置とが少なくとも左右方向にずれていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

パチンコ機等の遊技機において、検出手段に遊技球が検出されることに基づいて動作手段が動作制御され、その動作手段により遊技球が流下される遊技機がある(特許文献1)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

40

30

50

【0003】

【特許文献1】特開2015-181572号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、上述した従来の遊技機では、動作手段による遊技球の流下を好適とする観点で改良の余地があるという問題点があった。本発明は、上記例示した問題点を解決するためになされたものであり、動作手段による遊技球の流下を好適とすることができる遊技機を提供することを目的とする。

10

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

この目的を達成するために請求項1記載の遊技機は、遊技球を発射する遊技球発射装置と、その遊技球発射装置により発射される遊技球が流下する遊技領域を構成する遊技領域構成手段と、前記遊技領域に配設され遊技球の通過を検出する検出手段と、その検出手段で遊技球の通過が検出されたことに基づいて動作制御され得る動作手段と、を備える遊技機であって、前記動作手段は、前記動作制御において第1位置と第2位置とを変位可能に構成され、前記第1位置に位置された場合において遊技球が流下可能な第1構成部と、その第1構成部とは異なる第2構成部と、を備え、少なくとも前記動作制御によって前記第1位置に位置されることで生じ得る所定状態において、前記第1構成部における遊技球の流下態様と前記第2構成部における遊技球の流下態様とを異ならせることが可能に構成され、前記遊技機は、前記第1構成部を流下した遊技球が前記第2構成部を流下し得るよう構成され、前記動作手段は、前記第1構成部と前記第2構成部とが同一部材に形成され、前記第1構成部の形成位置と前記第2構成部の形成位置とが少なくとも左右方向にずれている。

20

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項1記載の遊技機によれば、動作手段による遊技球の流下を好適とすることができる。

30

40

50